

## 第2部 第3次由布市障がい者基本計画

# 第1章 施策の展開と取組

## 1. 個人としての尊厳の尊重

### <取組の方向性>

- 障がい者の主体性や自主性が尊重されるよう、障がい者の意思決定の支援に配慮しつつ、一人ひとりの生活を多角的に支援するための相談支援やケアマネジメントの一層の充実や、権利擁護の推進に取り組みます。
- 誰もが互いに尊重しあい、共に生活を送ることができるよう、障がいに対する地域の人々の正しい理解と認識を深めるため、啓発の推進や交流の促進に取り組みます。

### (1) 相談支援の充実

#### ①相談支援事業の実施

障がい者やその家族、介護者などが抱える様々な相談ニーズに応じ、迅速かつ的確な相談支援が行われるよう、相談支援事業を実施します。

#### ②相談支援体制のさらなる充実

- ◆ 相談支援従事者に対する研修の実施や、具体的事例におけるサポートを通じ、人材育成等による事業の質の向上を図ります。
- ◆ 事業者間や関係機関との連携体制の強化を図ります。
- ◆ 発達障がい児者や高次脳機能障がい者の相談支援について、大分県発達障がい者支援センターや大分県高次脳機能障がい支援拠点機関等との連携を強化し、特性に応じた対応を図ります。
- ◆ 高齢の障がい者への相談支援やケアマネジメントについて、由布市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制の構築を図ります。
- ◆ 福祉サービスを利用する難病患者の相談支援について、専門性の高い関係機関との連携を図ります。
- ◆ 既存の相談支援体制を活かしつつ、高齢者、子ども、生活困窮の分野を越えた事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組みます。

### ③地域における相談体制の充実

市内はもとより、近隣の市町村の相談支援事業所とも情報交換を行うなど、連携の強化を図ります。また、商工会や観光協会など福祉関係以外の団体との交流を促進することにより、多方面から多くの情報を収集することで幅広い対応ができるよう連携を進めます。

## (2) 権利擁護の推進

### ①人権・権利に関する理解促進

人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。

### ②成年後見制度の利用促進

必要な人が必要なときに成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用できるよう、制度の周知、啓発に努めるとともに、申し立てに要する費用を支援します。

### ③虐待防止

障がい者虐待防止に関する内容や相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業所、サービス提供事業所、警察、医療機関、地域等との連携を図り、さらに虐待防止に努めます。

虐待通報があった場合は、速やかに対応します。

## (3) 交流の促進

広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育の促進を図ります。

また、障がいのある人となない人が共に日常的に交流する機会の創出等を図ります。



## 2. 地域における生活支援の充実

---

### <取組の方向性>

- 障がい児者の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもと、福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。
- 障がい児者が身近な地域で保健・医療・福祉サービス等を受けることができるよう、関係機関と密に連携しながら、提供体制の充実に努めます。

### (1) 生活支援の充実

#### ①サービスの充実

障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、より細かい地域のニーズを踏まえた障害福祉サービスの提供を行います。

#### ②地域における生活支援機能の強化

地域における生活支援について、施設入所中または精神科病院入院中の障がい者の地域生活への移行を促進します。障がい者や主な介護の担い手である家族の高齢化等を踏まえ、今後一層の機能の強化を図ります。

地域生活の継続を支えていくためには、相談支援体制の充実のほか、ひとり暮らし等の体験の機会や場の確保、緊急時の受け入れ体制等の充実、専門性の確保や向上、コーディネーター機能等地域の受入体制づくりが求められています。これまで以上に地域における居住支援の機能強化を図り、地域ニーズに対応した拠点等を整備することで地域での生活を支援します。

#### ③社会資源の計画的な整備・活用

障がい者の主体的なサービスの選択や、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に向け、今後の支援のあり方も踏まえながら、社会資源の計画的な有効活用を図ります。

#### ④サービスの質の向上

サービスの質の確保・向上のため、従事者の資質向上を図ります。

なお、人材の確保に関する課題の解消に向けては、引き続き国に対し、地方における現状や従事者の処遇改善等の要望を訴えていきます。

#### ⑤法改正や制度見直しへの対応

制度改正をはじめとする法令等の改正に対しても、国の動向を注視するとともに、支援が円滑に切れ目なく行われるよう、適切な対応に努めます。

### (2) 保健・医療の充実

精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、居宅介護などの訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備を図ります。

障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図るとともに情報提供に努めます。



### 3. 自立と社会参加の促進

---

#### <取組の方向性>

- 障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育や福祉サービスの充実に向け取り組みます。
- 子ども・子育て支援法に基づく新たな支援を講じるとともに、障がい児が教育・保育等を利用できるよう、必要な支援を行います。
- 「ともに学び、ともに育つ」という視点のもと、地域の学校や支援学校、関係機関等の緊密な連携を図りながら、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談の実施に努めます。
- 就労によって経済的な自立を図るとともに、自己実現の場として社会の中での役割や生きがいを見出すため、民間事業所等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労機会の拡大を図るとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする多様な就業の機会の充実に努めます。
- 外出や意思疎通支援などを通じて、就労、就学、生涯学習や、文化活動、スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための環境づくりを進めます。

#### (1) 教育・育成の充実

##### ①療育、障がい児支援の充実

障がい児の発達を支援する観点から、身近な地域で支援が受けられるよう、療育体制の充実に向け取り組むとともに、障がいの早期の発見や療育の開始に向けた関係機関との連携の強化を図ります。児童福祉法に基づくサービスを中心に、障がい児支援の充実に努めます。

##### ②特別支援教育の充実

学校教育における特別支援教育の内容の充実に努めるとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。由布支援学校、新生支援学校とも連携して高等部への進学と卒業後の進路の充実に努めます。

## **(2) 雇用・就労、経済的自立の支援**

### **①多様な就労の確保と支援**

労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じて社会の中での役割や生きがいを見出すため、障がい者の雇用を積極的に促進するとともに、就労に向けた様々な支援の充実を図ります。

### **②福祉的就労の充実**

障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大や新たな作業分野の開拓を推進するとともに、これを契機に、就労継続支援事業所がより魅力あるものとなるよう、民間企業等からも受注を受けやすい物品や役務の開拓、受注能力の向上の促進を図ります。

由布市地域自立支援協議会の専門部会で、情報共有や課題解決をしながら各就労継続支援事業所間の連携を図ることにより、支援力の向上に努めます。

## **(3) 社会参加の促進**

### **①移動等の支援による活動の促進**

障がい児者の移動等の支援を行い、社会参加活動等への参加を支援します。

### **②文化活動やスポーツ活動等の充実**

障がい児者の文化活動やスポーツ活動等を通じた社会参加を促進するため、文化活動やスポーツ活動、レクリエーション活動等の機会を創出し、文化芸術活動を推進します。

### **③意思疎通支援の充実**

日常生活において必要な意思の疎通が円滑に行われるよう、支援が必要な障がい児者に対して福祉機器の利用を促すとともに、手話通訳者等の派遣などを通じて意思疎通の支援の充実を図ります。

また、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を行い、障がいがあっても情報を取得でき、コミュニケーションを楽しめるように環境を整備します。

### **④広報・情報提供の充実**

情報の取得に支援が必要な障がい児者に対し、多媒体による情報の提供、障がい特性に配慮したホームページ・広報誌・SNS等による情報発信等を行い、情報を取得利用できる環境づくりに努めます。

## 4. 人にやさしいまちづくりの推進

---

### <取組の方向性>

○障がい者をはじめとするすべての人が安全に安心して生活できる社会の実現に向け、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めるとともに、防災対策をはじめとした生活安全対策の推進を図ります。

### (1) 生活環境の充実

#### ①地域における福祉活動等の推進

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを目指して、自治区など地域コミュニティの活性化を図ります。地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

#### ②バリアフリーのまちづくりの推進

「福祉のまちづくり」の普及・理解促進を図り、誰もが安心して安全に移動できるまちづくりを推進します。

#### ③行政サービス等における配慮

行政機関等における合理的配慮の提供及び障がい者理解の促進等を図ります。なお、民間事業者に対しては、合理的配慮の提供の法的義務化に関する広報・啓発を行い、合理的配慮の提供の促進を図ります。

### (2) 生活安全対策の推進

#### ①防災対策の充実

災害から障がい者を守るため、災害時避難行動要支援者支援制度の登録の促進に努めます。災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合は、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した多様な伝達手段による情報伝達の体制や環境の整備に努めます。

#### ②防犯対策等

障がい者等の犯罪被害の未然防止を図るため、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動を促進します。



## 5. 由布市地域自立支援協議会の活動推進・充実

---

### <取組の方向性>

- 障がい福祉に関する関係機関及び関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域における障がい者等への支援体制の整備に努めます。

### (1) 各専門部会の活動推進

#### ①こども支援部会

こどもに関する福祉の立場から、学習会や研修を通じて、地域の療育を充実するための課題の発見や整理、施策等の協議を行い、こどもを取り巻く人材の質の向上や環境づくりを推進します。

#### ②くらし支援部会

障がい児者が地域において生活していくうえで、暮らしやすい地域づくりを目指すため、住居や移動等の生活に関する課題の発見や整理、施策等の協議を行います。また、スポーツや文化活動などの障がい児者の生きがいづくりを推進します。

#### ③しごと支援部会

障がい者の就労支援の充実を図るため、就労に関する課題の整理や解決策の検討、就労に関する広報活動、企業との情報交換・交流、実習先を開拓し一般就労へつなげるための調査研究、障がい者一人ひとりに応じた就労関係のシステムの検討などに努めます。

#### ④相談支援部会

地域における相談支援体制の充実・質の向上を図るとともに、相談支援機関のネットワークの構築や相談支援に関する課題解決のための社会資源の開発・改良を通じて、人材の質の向上に努めます。

### (2) 活動の広報・普及啓発の充実

障がい者が情報を取得しやすいレイアウトや文字媒体などに配慮した広報誌の作成や情報発信に努め、活動の普及啓発を行います。

